

## ごみ対策課広報誌への広告掲載に関する基準

### 第1 趣旨

この基準は、調布市印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱（平成17年調布市要綱第13号。以下「要綱」という。）に基づき、ごみ対策課広報誌（以下「広報誌」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 広告の募集

市長は、広報誌各号を作製しようとする月の3月前までに調布市ホームページにおいて、広告掲載希望者を随時募集するものとする。

### 第3 掲載の申請

広告掲載希望者は、要綱第8に規定する広告の申込方法により、あらかじめ環境部長が指定した日までに市長に申請しなければならない。

### 第4 広告の掲載の位置及び規格

広告を掲載する位置及び規格は、広報誌内ページのマチ下4枠とし、1枠の規格は、概ね縦6.0センチメートル、横10.0センチメートルとする。

2 次のとおり、広告をつなげて掲載することができる。

2枠分（概ね縦6.0センチメートル、横24.5センチメートル）

### 第5 広告掲載料等

カレンダーに掲載する広告の掲載料は、1枠につき30,000円（税別）とする。

2 掲載料は、広報誌発行日の30日前までに納付しなければならない。

### 第6 広告版下原稿等の提出

広告主は、環境部長が指定する日までに、掲載を希望する広告の版下原稿等を提出しなければならない。

### 第7 庶務

カレンダーへの広告の掲載に係る庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

## 第 8 雑則

この基準に定める事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。